

第1章 参加と連携による環境の保全と創造

第1節 環境保全実践活動の推進

1 環境首都づくり実践活動の推進【循環型社会推進課】

私たちを取り巻く環境は、住民の生活、企業の生産活動、行政の施策など、地域で展開される様々な活動と大きな関わりを持っている。

このため、環境日本一を実現するためには、私たち一人ひとりが人間と環境との関わりについての理解と認識を深めるとともに、県民・事業者・民間団体・行政等がそれぞれの主体の特性を活かしながら、あるいは、補完し合いながら、相互に連携して取り組むことが不可欠である。

また、より多くの県民が環境問題に関心を持ち、自らのライフスタイルや事業活動を見直し、環境に配慮した行動や環境問題の解決に向けた活動が社会ぐるみで行われ、その取組が県民性として根づいていくことが大切である。

このため、県では、「環境月間」や「環境首都・山梨づくり推進大会」の開催などを通じて、県民の環境保全への意識の高揚を図っているところである。

主な取り組みとしては、環境保全実践活動の展開を支援・促進するため、「環境首都・山梨づくり推進事業費補助金」(平成6年度～)により、市町村(一部事務組合も含む)が地域住民と一体となって実施する先駆的・モデル的など環境保全事業に対して補助を行うとともに(表2-1-1)、民間団体が実施する環境保全活動に対しても「山梨県地域活性化促進事業費補助金」(県民生活課：平成13年度～)により助成を行っている。

また、地域の民間団体等が開催する環境問題に関する講演会や学習会等に対して講師を派遣する「環境アドバイザー派遣事業」(平成7年度～)を実施し、地域の環境保全活動を支援しているところである。

このような施策の展開を行う中、県内各地における環境保全への取組は、個人レベルの取組から広域的な取組まで様々な形で活発となってきている。さらに、これらの活動が日常生活の中に定着していくことをねらいとして、環境美化活動に取り組む一斉活動日を設け、「環境首都・山梨」クリーンキャンペーン(平成8年度～)を提唱・実施している。

(1) 普及啓発活動

環境情報提供事業(環境ライブラリー事業)(平成15年度)

目的

県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、広く環境に関する情報を発信することを目的に、これまで実施してきた「環境情報コーナー」を設置し、パネルやビデオテープの貸出しを充実させ、「ライブラリー事業」として展開している。

内容

・パネル等の貸出し

各地で行われるイベント等へパネル、環境にやさしい商品等を貸出した。

- ・移動情報コーナー
公共機関、商業施設など人の集まる場所にパネル、環境にやさしい商品等を展示した（貸出しを含めて19ヶ所）。
- ・ビデオライブラリー
啓発用ビデオのストックを充実し、広く県民の環境学習に活用してもらった（74本貸出し）。
- ・パンフレットの提供
各種のイベントや、学習活動などに広く利用してもらうため、環境関係の各種のパンフレット、チラシ等をストックし、提供した。
- ・キャラクターの派遣
環境保全活動の重要性や、参加の方法などを意識させるキャラクターショーを、「県民の日」のイベントに派遣した。

「県民の日」における環境情報ゾーン（環境広場）の開設（平成15年度）

目 的

多くの県民が環境問題に関心を持ち、実践活動に主体的に参加し、環境に配慮した生活スタイルへの転換が進むよう、広く環境に関する情報を発信するため、多くの人々が集まる「県民の日」のイベントにおいて「環境情報ゾーン（環境広場）」を開設し、森林環境部をはじめ、環境に関する企業・市民団体等が出展を行った。

内 容

- ・出 展 者：森林環境部各課・環境保全活動を行っている企業・市民団体（19団体）
- ・出展内容：パンフレットの配布、リサイクル製品の紹介、パネル等の展示、スタンプラリー、模擬店、低公害車の展示、環境キャラクターショー、大道芸など。

(2) 環境首都・山梨づくり推進事業費補助金(表2-1-1)

(平成15年度)

市町村名	事業内容
甲府市	太陽光発電システム設置 ケナフから紙漉体験(小中学生)
竜王町	リサイクル推進用具の配布、分別 収集看板・袋の整備
敷島町	生ゴミ一時処理機器(粉碎・脱水) の整備
田富町	リサイクルボックスの整備 環境セミナーの開催、環境家計簿 の作製・配布
塩山市	リサイクルステーションの設置
山梨市	ゴミ収集ポスター作成配付 その他紙類の収集コンテナ整備 不法投棄防止看板の作成・設置
春日居町	川の美化活動 にしき鯉の放流・生息観察 河川の水質調査 やまゆりの保護(自生地調査、植 え付け) アダプトプログラム
牧丘町	リサイクル学習会 生ゴミ処理実践学習会 PR用トイレットペーパーの作成 ・配布 リサイクルステーションの設置 生ごみ処理機の設置 環境学習会
勝沼町	環境美化の看板作成設置、美化活 動、植栽 図書館に環境コーナーの設置
大和村	ごみ収集カレンダーの作成 リサイクルボックスの設置
石和町	ゴミ減量等のチラシ作成 その他紙回収袋作成配布 夏の環境講座(小学生対象) アダプトプログラム推進事業
一宮町	リサイクル回収ボックスの設置
御坂町	生ゴミ処理機の設置
八代町	リサイクル回収ボックスの設置
境川村	ゴミ分別収集ガイドの作製・配布
豊富村	容器包装リサイクル分別収集袋 リサイクルステーションの整備

市町村名	事業内容
六郷町	古紙収集場所の整備
増穂町	ソーラーシステムハイブリッド型 電光掲示板設置 プラスチック容器包装分別収集ネ ット配付
韮崎市	環境家計簿の作成 環境講座の開催 地区環境学習会・チラシ等の作成
双葉町	分別ポスターの作成 リサイクル回収ケース等の整備 リサイクルボックスの設置
明野村	マイバッグの購入、生ゴミ処理E M菌購入 リサイクルプラントの見学 環境美化啓発の絵画、作文コンク ール 環境美化活動 環境学習会の開催
長坂町	省エネルギーシステムの設置 地球環境講演会等の開催
須玉町	環境美化啓発活動 住民による清掃活動時に美化看板 設置 啓発ステッカーの配布
都留市	家電リサイクル法に伴う不法投棄 防止看板の作成・設置 資源化物収集ステーション、飛散 防止ネット装置、 分別収集ガイド付きカレンダーの 作成
道志村	不法投棄禁止看板設置
小菅村	リサイクル・ごみ減量カレンダー ・チラシ等の作成・配布 生ゴミ水切り容器の配布 生ゴミ排出専用袋の配布
丹波山村	自然保護に関する写真展・講演会 の開催 多摩川子どもサミットの開催
上九一色 村	生ごみ処理機の設置
忍野村	ごみ分別・減量化・再資源化ポス ターの作成・配布

(3) 「環境首都・山梨」クリーンキャンペーン

快適で美しく安全な環境を保全していくためには、県民一人ひとりが身近な環境の現状とその保全の必要性を認識するとともに、県内のあらゆる地域で住民による環境を保全し創造するための実践活動が日常的に行われることが必要である。既に、県内各地における環境保全活動は、個人レベルでの取組から県境を越えての広域的な視点に立った取組まで様々な取組が展開されてきているが、さらに、こうした活動が、すべての県民の日常生活の中に定着していくことが必要である。

このため、平成8年度から、子供から高齢者まで県民参加による環境美化のための一斉活動日を提唱し、私たちが日頃から慣れ親しみ愛着のある身近な環境での全県一斉クリーンキャンペーンを展開している。

平成15年度は一斉活動を、5月30日、7月30日、9月30日、11月30日、1月30日、3月30日の年6回実施した。

(4) 環境月間(5月30日～6月30日)における取組

都市・生活型公害や地球環境問題への関心の高まりに対応し、県土をより美しく快適で住みよい環境にするためには、経済・社会活動や日常生活を環境に配慮したものに変わっていく必要がある。このため、環境基本法においても定められた「環境の日(6月5日)」を中心として、ゴミゼロの日(5月30日)から6月末までを「環境首都・山梨づくり推進月間」として環境保全に向けた各種行事を実施している。

平成15年度は、市町村、企業、団体等の協力を得て、次表の行事を実施した。

表2-1-2 環境月間行事一覧

平成15年度

行 事 名	概 要	主 催
「環境首都・山梨」 ク ^リ ン ^キ ャ ^ン ペ ^ー ン	子供から高齢者まで県民が参加して、日ごろから慣れ親しんでいる身近な場所の環境美化に取り組む一斉活動を行った。	山梨県 市町村
一日森林環境部長の 委嘱	環境保全意識の高い県民の代表を「一日森林環境部長」に委嘱し、街頭キャンペーン等を行った。	山梨県
ごみ減量・リサイク ル推進 ^キ ャ ^ン ペ ^ー ン	県内主要地域において啓発物品を配布し、ごみの減量とリサイクルの推進を呼びかけた。	山梨県 市町村
環境首都・山梨づく り推進大会	「環境首都・山梨」づくり推進月間の中心行事として実施。 ・やまなし環境フォーラム 三遊亭小遊三さんを講師に招き、「美しい自然のふるさと山梨」をテーマに講演会を開催した。 ・山梨県環境保全功績者表彰、ゴミダイエットアイデア大募集入賞者表彰 環境保全に関する県民等の意識の啓発、高揚を図るため、地域の環境保全に顕著な功績のあった者を知事表彰した。また、ゴミ減量化に向けた個人、団体、学校などでの取り組みアイデアを募集し優秀なアイデアや事例を知事表彰した。	山梨県
環境情報コーナー	一般県民が多く利用する公共施設などにおいて、環境に関する資料・パネル、環境にやさしい製品等を展示し、環境問題への意識啓発を図った。	山梨県
エコ・クッキング 教室	保健所において、環境にやさしい料理方法の普及を通じて環境にやさしい生活習慣を身につけるよう教室を開催した。	山梨県
環境保全のための新 聞広告掲載	環境保全の意識啓発を図るため、新聞広告を掲載した。	山梨県
テレビ、広報紙等 による広報	県企画番組、広報紙、新聞等により、環境保全・美化運動への参加を呼びかけた。	山梨県

(5) 山梨県環境保全基金

基金の設置

県民、事業者等に対する環境の保全に関する知識の普及、実践活動の支援、地域に根ざした環境保全活動を推進することにより、県土の環境の保全を図るため、平成2年3月27日に「山梨県環境保全基金条例（以下「基金条例」という）を公布・施行し、基金条例に基づく山梨県環境保全基金（以下「基金」という）を設置した。

基金の額

基金の額は、元年度に国の地域環境保全対策費補助金及び地方交付税交付金による財源措置をそれぞれ2億円受けて4億円とし、その後、3年度に県が4億円を増額し、15年度末現在で約8億9百万円となっている。

基金運用益の処理

基金の運用から生ずる収益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てることとしている。

平成15年度運用益約760万円を活用して、次の事業を実施した。

ア 環境ライブラリー

多くの県民の集まる場所において、環境に関する資料、エコ商品、パネル等の展示、ビデオ上映等を行い、県民が環境に配慮した生活様式をとることができるよう意識啓発を図った。

イ 環境情報新聞広告

環境月間に新聞広告を実施し、広く県民に環境に関する意識啓発を図った。

ウ 環境首都・山梨づくり推進事業費補助金

市町村等が実施する「環境首都・山梨」づくり推進に資する事業に補助。

2 県民・事業者・行政のパートナーシップの構築【循環型社会推進課】

(1) 「環境首都・山梨」づくりパートナーシップ連絡会議

目的・概要

近年、都市化の進展に伴い、大量のごみ処理問題、生活排水による水質汚濁、大気汚染や騒音・振動問題など、都市生活型の環境問題が深刻化してきている。

こうした問題に適切に対応し、環境の恵みを次の世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりの意識改革が大切であり、人間と環境との関わりについて理解と認識を深めるとともに、それぞれの役割に応じて、出来ることから活動を始めることが重要である。

また、環境保全のための活動は、個人から各種団体まで規模や活動内容が多様化しており、団体間の連携や情報交換の場づくりが求められている。

こうした状況を踏まえ、県民・事業者・行政のパートナーシップ（協働）のもと、自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的として、平成9年6月5日、「環境首都・山梨」づくりパートナーシップ連絡会議（会長：宮川睦武県中小企業団体中央会長）が設立された。

事業内容

- ・環境保全に関する活動情報の交換
- ・環境に関する情報の収集・提供
- ・環境保全活動団体の育成・支援

- ・環境保全活動の推進（サマーエコチャレンジ2003、ワークショップ「つないで創ろう/山梨の環境」）
- ・「環境首都・山梨」クリーンキャンペーン等県との協働事業

（２）環境に関する企業連絡協議会の活動

「企業の抱える環境問題」を解決するため、県内の企業約361社（平成16年3月末現在）で構成している環境に関する企業連絡協議会（会長：河西 厚（株）ルネサステクノロジー 甲府事業所長）では、次の活動を行っている。

- ・アイドリングストップ運動などの活動の啓発、実践
- ・環境首都づくりに関する各種事業への積極的協力
- ・各種環境研修会の開催
- ・環境美化活動の実施

など

3 民間団体の環境保全活動への支援【循環型社会推進課】

（財）やまなし環境財団

本県の恵み豊かな自然環境を守り、快適な環境づくりを進めるためには、自然と共生し、持続的発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。そのためには、私たち一人ひとりが自らの生活と環境との関わりを認識し、率先して実践活動を進めていくとともに、県民、事業者、行政などのパートナーシップ（協働）のもと、環境活動の輪を広げていくことが必要である。

「やまなし環境財団」は、山梨県が民間の篤志家からの寄付をもとに、環境保全に向けた県民の意識の醸成を図るとともに、民間団体の自発的な環境保全への取り組みを支援することを目的に設立したものである。

財団の概要

- ・設立年月日 平成9年11月20日
- ・基本財産 4億8,129万244円（平成16年5月27日現在）
- ・所在地 甲府市丸の内1-6-1（循環型社会推進課内）
- ・理事長 堀内 順一（森林環境部長）

財団の事業内容（平成10年度から実施）

ア 環境保全活動支援助成事業

県内で環境保全活動をしている民間団体等が行う実践活動、普及啓発活動、調査・研究活動などに助成する。

（助成内容）

スタートアップ助成

環境保全活動を新たに開始または開始後3年未満の団体等の活動に対して助成

助成率10/10以内で20万円を限度

ステップアップ助成

環境保全活動を開始後3年以上行っている団体等の活動に対して助成

助成率1/2以内で20万円を限度

平成15年度は、スタートアップ助成8団体、ステップアップ助成13団体の計21団体に260万円余を助成

イ「若宮賞」表彰事業

優れた環境保全活動を行っている個人、団体表彰

(本財団の設立に御協力いただいた方の名前を記念し「若宮賞」としている)

表彰対象

概ね2～3年以上継続して行っている環境保全に関する実践活動で、清掃美化、ごみ減量化・リサイクル、大気・水質浄化、環境教育等に関する活動を対象とする。

平成15年度は、9団体を表彰した。

ウ やまなし環境活動ネットワーク集会の開催

環境保全活動に取り組む民間団体等に交流の場を提供し、参加者の相互理解とネットワークの形成を目的に開催

平成16年1月31日にホテル紫玉苑において、環境保全活動リレーセミナー等を行い、活動状況等の発表や意見交換により参加者の相互交流を図った。

エ 情報提供事業

環境保全活動を行っている個人・団体又は興味を持っている県民に環境に関する情報を広く提供するため、財団の事業や活動団体の紹介、県や活動団体等から寄せられた情報等を掲載するホームページを作成し情報発信するとともに、メールによる情報提供を行う。

オ 環境学習支援事業

環境保全活動の実践を推進していくためには、子どもの頃からの環境学習が重要である。そのため、ゴミやリサイクルに関するクイズの解答を募集し、応募者の内抽選で記念品を配布。

4 桂川・相模川流域環境の保全【循環型社会推進課・大月林務環境部】

相模川は、その源流を山中湖に発し、山梨県内では桂川と呼ばれ、神奈川県に入ってから相模川と名前を変え、相模ダム(相模湖)、城山ダム(津久井湖)を経て、平塚市で相模湾に注ぐ全長113Kmの一級河川である。

両県の県民に過去から現在まで多くの恵みを与え続けている桂川・相模川の流域環境を、将来の世代にまでかけがえのない資産として引き継いでいくため、上流部の山梨県と下流部の神奈川県が流域に与えている環境負荷や、その改善のために果たすべき役割を認識したうえで、県域を越えて、流域の市町村、住民、企業等と一体となって、流域環境の保全に取り組むことを目的に、平成7年9月から両県の共同事業として「桂川・相模川流域環境保全推進事業」を開始した。

この事業では、平成9年度までの3ケ年に、問題提起と合意形成を図るための流域シンポジウムや流域サミットを開催するとともに、流域の住民や市民団体・事業者・市町村等と一体となったクリーンキャンペーン、住民参加型環境調査、パートナーシップ交流等を実施し、併せて流域の全体像を把握するための流域環境基礎調査や流域環境の保全に関する住民意識調査を実施した。

これらの事業成果を踏まえた上で、事業の最終年度となる平成9年度には、流域全体の環境保全の

ための推進母体として、流域の市町村や市民団体、企業等で構成する流域協議会を設置(平成10年1月20日)し、平成10年1月31日行動計画となる「アジェンダ2 桂川・相模川」を策定した。平成10年度からは、この流域協議会として活動を進めている。

平成15年度の主な事業の実施状況は次のとおりである。

流域シンポジウムの開催

	開催日	開催場所	テ - マ	参加者
15年度	15.11.8	横浜情報文化センター	「蛇口の向こうの森を 考えよう」 ～ 飲み水はどこからど こへ～	124人

クリーンキャンペーンの実施

流域で行われるクリーンキャンペーンの情報を整理し、広く県民に周知することにより環境保全活動への参加を促すとともに、簡易水質検査、水生生物調査等を行い、水質保全をはじめとする流域環境保全の重要性についての啓発を行った。

	実施箇所	参加者
15年度	25	45,225人

上下流交流事業の実施

上流域の山梨県の住民が下流域を、下流域の神奈川県住民が上流域を訪ね、共同作業や意見交換会を行う事業を実施した(各年度相互に各1回)。

	開催	開催場所	内 容	参加者
15年度	15.7.25	南都留郡道志村	道志水源かん養林の話、「ギャラリー水源の森」見学、そば打ち体験・試食、道志川クリーン作業・水生生物の話	99人
	15.8.25	神奈川県相模原市	水生生物観察、カレーライスづくり、内水面試験場見学	66人

5 こどもエコクラブへの支援【循環型社会推進課】

目的

次代を担う子供たち(小中学生)が地域において楽しく自発的に環境学習及び環境保全活動を行う「こどもエコクラブ」の活動を支援し、その内容充実に資する。

県内の加入状況(平成16年3月31日現在)

・クラブ数...25 ・会員数...528人 (全国:クラブ数...約4,300 会員数...約82,000人)

事業内容

・県内こどもエコクラブ交流キャンプ

こどもエコクラブのメンバーやサポーターが交流を深めるとともに、自然の中で各種の体験を通して、今後の環境保全活動の一層の促進を図る。

平成15年8月9日(土)～10日(日) 山中湖畔、撫岳荘キャンプ場

参加者 こどもエコクラブメンバー及びサポーター 39名

・子どもエコクラブ全国フェスティバル in せんだい

「子どもエコクラブ全国フェスティバル in せんだい」大会に県内の「こどもエコクラブ」3クラブが、同フェスティバルに展示する壁新聞を提出した。

6 ふれあいの森林と人づくりの推進【林業振興課】

「ふれあい地域(里山森林)」に対する森林の保全・整備や利用を推進するとともに、県民への森林情報提供や森林ボランティア等人材の育成を図るため、平成15年度に次の事業を行った。

(1) 100万本植樹運動事業

恩賜林御下賜100周年(平成23年3月)に向けて、一般県民や森林ボランティアによる植樹運動を行い、県民参加による森林づくりを推進した。

(2) 森林ボランティア支援事業

県民が林業体験を通して、森林・林業に親しみながら認識を深め、ボランティアとして自発的・積極的に森林づくりを行う「フォレスト・サポートクラブ」を育成するための支援を行った。

(3) みどりのインストラクターバンク事業

森林・林業・緑化等に専門技術・知識を備えた人材(指導林家、青年林業士、樹木医、森林インストラクター、林業研究グループリーダー、林業技士、林業技術士、みどりの指導員)の中から、「みどりのインストラクター」として登録し、林業普及指導活動を支援した。

7 ISO等に基づく環境保全活動【循環型社会推進課】

(1) 環境に配慮した率先行動計画の実践

都市・生活型公害などの身近な環境問題から地球温暖化などの地球環境問題まで幅広く、また、原因者が多岐にわたる今日の環境問題を解決するためには、県民、事業者、行政といった社会のあらゆる主体による環境保全に向けた積極的な取組が求められる。

こうした中、県も事業者・消費者としての立場で、環境保全に向けた具体的な取組として、国や全国の地方自治体に先立ち、平成7年3月、職員の環境保全に向けた行動指針である「オフィスアジェンダ21・やまなし」を策定し、職員の自主的・積極的な取組を促進してきたところである。

これは、県庁における執務について、省資源・省エネルギー、ごみの減量化とリサイクルに関して職員が身近に実践することができる取組を21項目にまとめたものである。

その後、平成7年6月に「国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組の率先実行のための行動計画」（いわゆる国の率先実行計画）が策定されると、全国の地方自治体においてもこのような計画が策定されるようになった。

国の率先実行計画は、物品等の購入・使用や建築物の建築・管理等に当たっての環境配慮、環境保全に関する職員研修の実施、計画の推進・点検体制の整備等について規定し、電気、用紙類、上水、燃料等の使用量の削減、事務所から排出される廃棄物の量の削減等の10項目について数値目標を設定したものである。

本県では、この「オフィスアジェンダ21・やまなし」をより発展させ、さらに実効性を高めるため、数値を含んだ目標の設定、推進・点検体制の充実を盛り込んだ行動計画を策定することとし、平成10年度に庁内検討を行い、平成11年7月に、環境管理システムの国際規格であるISO14000シリーズを基本とした「山梨県環境保全率先行動計画」を策定し、実践している。

この計画は、自ら率先して消費者、事業者としての立場で省資源・省エネルギーの推進、環境に配慮した製品の購入・使用（グリーン購入）の推進、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、環境に配慮した県有施設の整備などに取り組むことなどを環境方針とし、原則として県のすべての部門（公の施設及び病院などもっぱら県民の利用に供される施設については管理部門のみ）を対象として推進しており、平成13年3月に、重油・灯油・ガソリンなどの燃料使用量の削減目標を新たに盛り込み、温室効果ガス総排出量削減を目指して取り組むこととした。また、平成14年度と平成15年度に、各合同庁舎、単独の出先機関、県立高等学校、警察署で外部評価を実施した。

（2）ISO14001の認証取得

環境保全率先行動計画の取組を進めるなかで、環境保全に対する職員の意識をより一層改革し、環境保全率先行動計画の信頼性と成果の向上を図るために、平成14年9月に本庁舎と北巨摩合同庁舎でISO14001の認証を取得することとし、同年11月にプロジェクトチームを設置、認証取得に向け検討を開始した。その後環境方針の策定、職員研修や内部環境監査などの取組を進めるなかで、審査登録機関による書類審査、初動審査、本審査を経て、平成16年3月3日にISO14001の認証を取得した。

平成15年度山梨県環境保全率先行動計画実績

平成15年度山梨県環境保全率先行動計画実績

項目	実績数値等		対平成10年度比	目標
電気使用量 (kwh)	H10	41,155,306	0.57%	5%削減
	H15	41,388,130		
燃料使用量 (リットル)	H10	4,379,134	-12.41%	5%削減
	H15	3,835,792		
コピー用紙使用量 (枚)	H10	94,809,063	4.61%	10%削減
	H15	99,184,344		
可燃ゴミ排出量 (kg)	H10	1,148,280	-20.62%	10%削減
	H15	911,530		
廃棄物リサイクル率 (%)	H10	19.96%	—————	60%
	H15	34.89%		
温室効果ガス総排出量 (トン)	H10	26,805	-6.34%	5%削減
	H15	25,105		

第2節 快適な環境づくり

1 やまなし景観づくり

(1) 山梨県景観条例に基づく取組【観光資源課】

本県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父などの雄大な山岳を背景とした眺望やこれらを源とする河川や渓谷、歴史の流れを感じさせる神社仏閣や遺跡、街道に残る宿場の町並みなどの歴史的文化的資産にも恵まれ、豊かな自然が織りなす美しい景観に恵まれている。また、甲府盆地一帯には、桃やぶどうなどの果樹や田畑など多様で豊かな、個性的な景観が展開している。

このような、優れた景観を後世に継承するとともに、県民にとって魅力ある景観を創造し、快適な環境を形成するため平成2年10月、「山梨県景観条例」が制定された。

この条例では

景観形成地域の指定

大規模行為に関する景観形成

公共事業等に関する景観形成

景観形成住民協定

などを柱としており、これまで、清里景観形成地域における届出に基づく指導、大規模行為の届出に基づく指導、公共事業による景観形成、景観形成住民協定の認定、市町村景観ガイドプラン策定事業への助成などの取組を行ってきた。

平成15年度の主な状況は次のとおりである。

清里景観形成地域から、平成15年度には39件の届出があった。

大規模行為については、平成15年度に126件の届出があった。

公共事業については、農政部、森林環境部、土木部において景観に配慮した事業が行われた。

住民協定は、平成15年度までに次の13地区で締結されている。

早川町赤沢地区、富士河口湖町西湖南地区、南アルプス市あやめが丘地区、富士河口湖町旭南地区、白州町台ヶ原地区、増穂町大櫛地区、勝沼町等々力地区、芦川村新井原地区、増穂町長沢地区、富士河口湖町浜町地区、八代町奈良原地区、下部町下部湯町地区、甲府市湯村3丁目地区

市町村が地域の景観特性を踏まえ、独自に景観形成の基本方針を策定する市町村景観ガイドプラン策定事業については、平成15年度末で47市町村が策定済みである。

(2) 屋外広告物の適正化【建築指導課】

屋外広告物は、県民の日常生活に必要な情報を提供する媒体の一つであるとともに、地域の活性化や個性化に大きな役割を果たしている。しかし一方で、無秩序な掲出は地域の美観や自然景観を損なうばかりでなく、場合によっては公衆への危害を及ぼす危険性を生じさせることとなる。このため、屋外広告物条例を定め、地域の良好な景観や美観、風致を維持するよう、規制を行うとともに、定期的な監視及び講習会を開催し、普及啓発に努めているところである。

更に「地域の美化は地域から」を前提に、取締りの一部をボランティアとして一般県民に委嘱している。

今後も指導、取締り及び啓発を強化していくとともに、これらが美しいまちなみを演出するものとなるような施策を実施していく。

(3) 公共事業における景観形成

農村景観形成事業【耕地課】

この事業は、県内の農山村が、長い時間をかけて形成してきた固有の特徴ある景観を、県民の貴重な財産として将来に亘って整備、保全、育成し、農山村の環境をより良いものにしていくために実施している。

また、この事業を地域のむらづくりとも関連させて、集落機能を維持・強化するとともに、地域の活性化を促すことにも力を入れている。

平成15年度には、南アルプス市、八代町、白州町、山梨市で県営県単事業として実施した。

林業施設景観形成事業【治山林道課】

本県は周辺の山岳や湖沼など様々な自然が織りなす豊かな自然景観に恵まれている。この豊かな自然と優れた景観を維持し、保全していくため、林道事業及び治山事業にかかる施工箇所、施設等で眺望上景観形成が必要なものについて、自然と調和した修景工事を行っている。(表2-1-3)

また、更に森林の持つ多面的な機能の総合的な発揮と均衡ある県土の保全を図るため、森林の環境保全機能と景観機能の強化に向けた施策を実施している。

表2-1-3 林業施設景観形成事業実績 単位：千円

	平成15年度	備 考
林道修景事業	32,386	法面对策工
治山修景事業	35,556	治山対策工等
県有林野内修景事業	5,700	不要木除去等の森林整備
計	73,642	

人と自然にやさしい森林環境整備事業【治山林道課】

森林や山村地域に設置された治山施設や林道は、県土の保全や林業・山村の振興に大きな役割を果たしている。しかし、設置した施設の一部には年月の経過等により人の利用に支障が生じたり、周囲の環境や景観上の配慮が不足しているものがある。このため、生態系や森林環境への負担の少ない資材や工法を取り入れながら、林道、治山施設等の改良や簡易な工作物の設置を行うことにより、人と自然にやさしい森林環境整備を行っている。(表2-1-4)

表2-1-4 人と自然にやさしい森林環境整備事業 単位：千円

年度	事業費	箇所	備 考
平成15年度	98,802	12	木製階段工・木製逸脱防止柵・木製ブロック積工・丸太床固工・木製流路工・木製標識工 等

土木施設景観形成事業【土木総務課】

山梨県景観条例に基づく公共事業等景観形成指針に則り、公共土木施設の景観の保全と創造を図

るため、平成3年度から事業を実施している。(表2-1-5)

多くの人々の目に触れる道路・河川・公園等の公共土木施設について、これらの景観が見る人々の目を和ませ、利用する人々の心と触れ合って、ぬくもりが感じられる快適な施設となるよう実施する。

(平成15年度)

ふるさとづくり事業	3箇所
事業内容	歩道修景、河川の低水護岸・階段・植栽等
地方特定河川等環境整備事業	4箇所
事業内容	河川敷の園路広場・散策路、堰堤緑化工等
一般景観形成事業	20箇所
事業内容	コアロード、歩道橋リフレッシュ、砂防公園整備等
維持管理的景観形成事業	26箇所
事業内容	県管理の国県道・河川等の街路樹の消毒・整枝、花木の植栽等

表2-1-5 土木施設景観形成事業費年度別推移 単位:千円

	当初予算		補正予算		年度合計	
	予算額	箇所数	予算額	箇所数	予算額	箇所数
平成3年度			2,000,000	69	2,000,000	69
平成4年度	2,500,000	98	440,000	2	2,940,000	100
平成5年度	3,000,000	111	341,000	10	3,341,000	121
平成6年度	3,000,000	131	129,000	3	3,129,000	134
平成7年度	3,000,000	128	875,000	35	3,875,000	163
平成8年度	3,000,000	128	602,000	8	3,602,000	136
平成9年度	3,000,000	127	440,000	5	3,440,000	132
平成10年度	3,000,000	117			3,000,000	117
平成11年度	2,593,000	86			2,593,000	86
平成12年度	2,603,000	91			2,603,000	91
平成13年度	2,355,000	92			2,355,000	92
平成14年度	2,239,000	91			2,239,000	91
平成15年度	1,067,000	53			1,067,000	53

(4) 市町村景観形成資金の貸付け【市町村課】

山梨県景観条例の施行に伴い、多様で豊かな本県の景観を共有の財産として保全するとともに、個性豊かで魅力ある景観を創造するために、市町村が行う景観形成関連公共施設整備事業に対する貸付金として、平成3年度に市町村振興資金の中に創設された。

また、この景観形成資金の元利償還金の20%について元利補給を行うことにより、市町村を財政的に援助するとともに、景観形成の促進を図ることとした。特に、景観形成指定地域に係るものについては元利補給率を40%に引き上げている。

この資金の貸付対象事業は

市町村道・橋りょうのグレードアップ、植栽、歩道のカラー舗装、法面・歩道橋の修景、街路樹の設置等

小規模河川の護岸・堤防の修景、緑化

街角公園等の整備、モニュメントの設置

遊歩道・石畳等の設置、水路の改修

その他公共施設の修景等景観形成事業

となっている。

貸付条件は、充当率が貸付対象事業費の75%、貸付利率は貸付日現在における財政融資資金貸付利率の0.5%（下限0.1%）減とし、償還方法は10年の元金均等償還であり、貸付枠は2億円となっている。

2 やまなしの歴史文化公園の整備【観光資源課】

本県は、富士山をはじめ、八ヶ岳、南アルプス、秩父山系等の山々に囲まれた美しい自然環境に恵まれており、この恵まれた風土のなかで育み、築かれてきた歴史的文化的資産も豊富である。

このような郷土の歴史的文化的資産と周囲の自然景観が一体をなしている地域を「やまなしの歴史文化公園」として指定（平成16年3月末現在：26市町村の25公園）し、その保全と適正な活用を図っていこうとするものである。（表2-1-6）

各地域では、これらの公園のもつ歴史的文化的資産を再認識し、住民自ら守り育てていく気運を高めるための取組が行われている。

鯉沢町の「富士川舟運と河津の町・鯉沢」では、舟運により物資等の交流が盛んであったが、特に塩にゆかりのある長野県高遠町、静岡県富士川町との3町で塩の道交流会を開催している。

長坂町の「オオムラサキの里」では、名水と国蝶オオムラサキの里まつりを開催している。

竜王町「信玄堤」では、自然資産や歴史的資産等を解説するガイドを配置するなど、それぞれの歴史文化公園において、郷土の貴重な資産として住民が広く親しめる公園となるようその保護思想の普及に努めている。

表2-1-6 やまなしの歴史文化公園指定状況

公園名	市町村名	区 域	面積ha	指定年月日
えんざん	塩山市	塩の山、清水寺、恵林寺、放光寺、向嶽寺等で囲まれた地域	約 327	S60.2.20
猿橋・岩殿	大月市	猿橋、岩殿山等を中心とする地域一帯	約 360	"
武田の里	韮崎市	武田八幡神社、願成寺、新府城跡を中心とする地域一帯	約 975	"
桃の里・甲斐いちのみや	一宮町	一宮浅間神社、甲斐国分寺跡、青楓美術館等を中心とする地域一帯	約 300	"
若彦路の里	八代町	古道「若彦路」、銚子ヶ原等を中心とする地域一帯	約 450	"
森とやすらぎの里・みのぶ・はやかわ	身延町 早川町	身延山久遠寺、南部氏館跡、民族資料館等を中心とする一帯と七面山参拝道の赤沢地区を中心とする地域一帯	約 900	"
信玄堤	竜王町	信玄堤の自然と歴史、慈照寺、山懸神社等を中心とした地域一帯	約 200	60.2.20
オオムラサキの里	長坂町	オオムラサキの棲息地、清春美術館等を中心とした地域一帯	約 50	"
武田の杜・甲府城跡	甲府市	武田氏館跡、日光院、大泉寺、長禅寺、法泉寺、深草観音、河尻塚、こどもの国、樹木見本園、鳥獣センター、健康の森等を中心とした一帯	約 3,500	60.12.27
日下部の里	山梨市	清白寺、窪八幡神社、大嶽山、山梨岡神社、差出の磯、万力林、八日市場跡、石森山、千鳥湖、田安陣屋跡、大石山の奇石群等を中心とした地域一帯	約 500	"
日川溪谷と武田の秘境	大和村	景德院、栖雲寺、氷川神社、竜王神社、鳥居畑古戦場、竜門峡、日川溪谷レジャーセンター等を中心とした一帯	約 350	"
御坂路	御坂町	国衛、美和神社、熊野神社、松峯神社、姥塚、御坂城跡、鎌倉街道石畳等を中心とした地域一帯	約 1,000	"
木喰のふる里	下部町	木喰上人作仏像及び遺品、四国堂、五智如来像、方外院千匹堂、下部温泉、ヤマメの里等を中心とした地域一帯	約 450	"
南部氏の郷	南部町	南部氏館跡、南部氏供養塔、内船寺、妙浄寺、円蔵院等を中心とした地域一帯	約 140	"
いずみの里	大泉村	道喜院、安楽寺、逸見神社、八ヶ岳神社、金生遺跡、谷戸城址、川俣溪谷、天女山等を中心とした地域一帯	約 750	"
甲斐源氏の里	市川大門町	青州堤押切刑場跡、平塩の岡、旧河内路沿いの石かん、古城山の砦跡、四尾連湖等を中心とした地域一帯	約 2,000	63.3.18

公園名	市町村名	区 域	面積ha	指定年月日
富士の里	富士吉田市	北口本宮富士浅間神社、サン・パーク富士(御師の家、郷土資料館等)、パインズパーク、富士北麓公園等の吉田口登山道を中心とした地域一帯	約 1,540	H1.2.17
つる	都留市	勝山城址、谷村陣屋、田原の滝、蒼竜峡、尾県郷土資料館等を中心とした地域一帯	約 296	1.2.17
まきおか	牧丘町	中牧神社、小田野山城跡、鍵懸の関跡、牧丘芸術村等を中心とする地域と乙女高原等を中心とした地域一帯	約 4,008	"
心のふるさと境川	境川村	坊ヶ峯、聖応寺、金刀比羅神社、三椏熊野神社、一の沢遺跡、飯田龍太郎等を中心とした地域一帯	約 1,100	"
上九一色	上九一色村	富士山原生林、精進湖、本栖湖、築石、石塁、水泰寺釈迦堂、吉祥寺、耕念寺、城山城跡、カヤ葺き民家の集落等旧中道往還沿いの地域一帯	約 251	"
みたまの里	三珠町	表門神社、大塚古墳群、一条氏館跡、薬王寺八ノ宮御座所、歌舞伎文化公園、芦川溪谷等を中心とした地域一帯	約 1,470	"
富士川舟運と河津の町・鰻沢	鰻沢村	鰻沢河津跡、角之倉の碑、口留番所跡、七面堂、蹴裂明神、大法師公園等を中心とした富士川沿いの地域一帯	約 1,100	"
のろしの里すたま	須玉町	若神子城、旧津金学校、海岸寺、獅子吼城等を中心とした、「のろし台」ルート沿い、須玉川、塩川流域と佐久往還と小尾街道の沿線を軸とした地域	約 5,020	10.1.29
古代甲斐の里かすがい	春日居町	山梨市との境に面し、JR中央線を挟んだ南北の地域 JR中央線の南に面し郷土館、熊野神社等を中心とする地域 JR中央線の北に面し立川不動尊から長谷寺方面へ北上する地域の3つの地域からなる。	約 442	13.1.9

3 身近なみどりの保全・創造

(1) みどりの街並み計画の推進【みどり自然課】

本県は多様で豊かな自然と美しい景観に恵まれているが、市街地では、都市化の進展などに伴い自然との共生を感じる身近な緑が減少しつつある。

都市の緑は、植物のCO₂の吸収と蒸発散作用等によるヒートアイランド現象の緩和、避難空間の形成や延焼防止等による防災性の向上、潤いのある都市景観の形成など多様な機能を有しており、さらには、住民が身近に親しめる多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、快適で安全な都市生活を実現するうえで、欠かせない重要な役割を果たしている。

こうしたなかで、近年、県民の緑に対する意識が次第に高まりつつあり、都市における現存する貴重な緑の保全とともに、積極的な緑の創出が求められてきている。

このため、県では「環境首都・山梨」にふさわしい、緑に包まれた快適な都市環境を創造するため「みどりの街並み計画」を策定した。

これは、みどりの創出、みどりの保全、みどりを育てる仕組みの3つの柱によって構成されており都市における環境保全、都市景観、防災等の諸機能を効果的に発揮できるよう長期的視点にたって、系統的に緑地を配置し、県、市町村、住民が一体となって積極的に緑化を推進していくものである。

みどりの街並み計画の概要

都市のみどりの創出

都市公園の整備を進めるとともに、県有施設等公共施設の緑化、街路樹等による道路の緑化、水辺空間と一体となった河川沿いの緑化など、豊かさを実感できる身近な空間における緑の整備を計画的、系統的に推進する。また、緑地協定や景観形成住民協定の締結による住民の自主的な緑化を推進するなど、民間のみどりの整備を促進する。

都市のみどりの保全

都市の良好な自然的環境を保全するため、緑地保全地区の指定や風致や景観に優れた地区について風致地区の指定、見直しを行うとともに、貴重な緑地の公有地化、市町村の緑化保全事業の支援など、みどりの資源を保全し保護育成を図る。

みどりを育てる仕組み

不要樹木の有効活用を図るグリーンバンク制度の拡充や緑の募金、緑の基金事業の充実など、緑化推進体制の整備を進めるとともに、普及啓発活動を通じて地域住民の緑化に対する関心を広げ、住民参加により行政と一体となつた緑化の推進を図る。

さらには、みどりづくりの意義を理解し、住民による自主的なみどりづくりの展開がされるよう、その環境整備を進めていく。また、みどりの質を維持向上させるため、管理体制の充実を図る。

(2) 公園・緑地の整備【都市計画課】

地域の自然や歴史、産業などの特色を生かし、広域的な利用に供する大規模な公園の整備を進めるとともに、市町村が設置する身近な都市公園の整備を進める。

大規模な公園の整備

良好な風致・景観を備えた地域環境を形成するとともに、自然とのふれあいや広域的なレクリエーション活動などの場を提供するため、地域の自然や歴史、産業などの特色を生かした大規模な公園の整備を進める。

身近な公園の整備

住民の休養、散歩、コミュニケーションの場としての利用など、快適な生活空間を提供する身近な公園の整備を促進する。

4 自然とのふれあいの場の保全・創造

(1) 「八ヶ岳環境と文化のむら」の運営【みどり自然課】

平成6年11月にオープンした「八ヶ岳環境と文化のむら」は、八ヶ岳南麓一帯の自然環境を保全しながら、自然とのふれあいを通じて、その仕組みを学習する場、さらには自然と人間との関係を見つめ直す場でもある。

この事業では、「八ヶ岳自然ふれあいセンター」を中心とするセンター地区と八ヶ岳南麓4町村(高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町)に11のスポット地区を設けている。

センター地区では、大画面映像や展示パネル等により自然環境に関する情報と学習の機会を提供しており、自然観察路や園地では豊かな自然を実体験することができる。

また、各スポット地区では、八ヶ岳の動植物や歴史文化遺産などとのふれあいを通して、この地域固有の特色ある自然を体験できる。

利用者は、センター地区で得た情報と体験を生かし、それぞれの興味に応じたスポット地区を訪れることにより、古来私達が自然との深いかわりあいの中で、日常生活や社会活動の場で様々な恵みを享受しながら暮らしてきたことを再認識し、身近な自然環境を見直し、人と自然との共生を考える動機付けを得ることができる。

なお、平成15年度の利用者は83,921人で、平成6年11月のセンター開館から平成16年3月までの累計利用者数は、730,549人である。

センター地区

八ヶ岳自然ふれあいセンター：鉄骨平屋建 798.66㎡

園地：2,018㎡

自然観察路：W=1.5m L=1,270m

スポット地区

水と風切の里(北杜市高根町清里)

清流と飛瀑の里(北杜市高根町清里)

星空・青空集いの里(北杜市高根町清里)

体験農場と清流の里(北杜市大泉町西井出)

泉ライン名水と野鳥の里(北杜市長坂町小荒間、大泉村谷戸)

トチとミズナラと歴史の里(北杜市大泉町谷戸、西井出)

オオムラサキの里(北杜市長坂町日野)

ふるさと歴史公園（小淵沢町上深沢）
すずらん池と水辺の里（小淵沢町井詰原）
大滝名水と緑の里（小淵沢町上笹尾）
馬場の里（小淵沢町下笹尾）

（２）やまなし野鳥観察地の選定【みどり自然課】

山梨県は、四方を山に囲まれ、川や湖も多く、このような多岐にわたる自然環境の中には様々な野生鳥獣が生息している。

そこで、より多くの方々に自然に親しみながら、野生の鳥や動物との共生や保護への関心を高めてもらうことを目的として、「第8次鳥獣保護事業計画」の中で、「やまなし野鳥観察地」の整備を行うこととし、広く県民から適地を募り、応募のあった中から15箇所を選考し、山梨県自然環境保全審議会に諮問し、答申を受け、平成10年3月20日決定した。（表2-1-7）

選定の基準

野鳥が多く生息する場所で、次の条件を満たす場所

- ・野鳥を観察しやすい場所
- ・周辺に駐車場や歩道等があり、交通の障害とならない場所
- ・野鳥観察が安心してでき、出入りが自由にできる場所
- ・指定をしても野鳥の保護に支障がない場所
- ・原則、私有地を含まない場所
- ・観察の所要時間が3時間程度以下の場所
- ・各地方振興事務所管内ごとに1箇所以上を指定

やまなし野鳥観察地として選定した15箇所とともに、既設の野鳥観察地を記載したガイドマップを作成して広く一般県民に周知するとともに、各野鳥観察地には、案内板を設置した。

表2-1-7 やまなし野鳥観察地

番号	指 定 場 所	観 察 ポ イ ン ト
1	武田の杜(武田神社周辺) (甲府市)	武田神社～竜が池～若宮神社～竜華山頂(休息小屋)～ 護国神社～武田神社
2	貢川及び荒川との合流点 (甲府市)	西原橋～新田橋～新貢川橋～貢川橋～貢川・荒川合流点
3	西沢渓谷入口周辺 (三富村)	三富村営駐車場周辺～西沢山荘～二俣吊橋
4	乙女高原 (牧丘町)	塩平～乙女高原グリーンロッジ
5	シルクの里公園周辺 (豊富村)	郷土資料館～山之神展望台
6	四尾連湖 (市川大門町)	四尾連湖周辺
7	三郡橋周辺(釜無川と笛吹 川合流地域)(増穂町、市 川大門町、甲西町、鯉沢町)	富士川大橋～土手道～高田～三郡橋～対岸土手道(復路も同 じ) 注:対岸土手道から富士川大橋へは通行不能
8	精進湖パノラマ台 (上九一色村)	パノラマ台下～パノラマ台
9	県立なかとみ青少年自然の 里周辺 (中富町)	県立なかとみ青少年自然の里～富士見山林道～句碑の里
10	井富溜池、飛沢溜池周辺 (大泉村)	甲斐大泉駅～井富溜池～井富湖から松通り～飛沢溜池～甲斐 大泉駅
11	「フレンドパークむかわ」 周辺 (武川村)	「フレンドパークむかわ」～林道～石空川沿い (復路も同じ)
12	山中湖 (山中湖村)	山中湖役場前湖畔一帯 ママの森～平野
13	河口湖 (河口湖町、勝山 村、足和田村)	シッコゴ公園 大石公園付近及び奥河口湖
14	三ツ峠(旧御坂峠口) (河口湖町、西桂町)	三ツ峠登山口(旧御坂峠)～三ツ峠山頂(復路も同じ)
15	大野貯水池 (上野原町)	大野貯水池及び周辺

(3) 水辺環境の整備【治水課・砂防課】

河川は、単に治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、豊かな自然環境を残し、うるおいのある生活環境の舞台としての役割が、期待されるようになってきている。

このため、水と親しみ、憩いの場となる空間整備や、植生や自然石を用いた護岸づくり、魚がのぼりやすい魚道、桜などを植樹した堤防、散策路の設置など、水とふれあい周辺の環境や生態系に配慮した「多自然型川づくり」に取り組んでいる。

また、PI手法を取り入れた都留市の菅野川、市街地を流下する河川の自然再生を目的とした甲府市の相川、中学生とのフリートークにより河川整備へと発展した八代町の浅川等地域の意見を多く取り入れた河川空間の整備を進めている。

また、土砂災害対策として砂防事業を推進しているところであるが、砂防工事は、川の上流域山中において工事が行われており、本来自然環境を保全すべき工事が自然環境の改変につながらないよう留意しなければならない。

本県は景観にも優れ、貴重な動物が存在するなど自然環境が優れている地域が多いため、良好な自然を後世に残すことが求められている。同時に、快適な水辺環境作りとして周辺環境（動物、魚類、植生、人、生活、環境）に配慮した砂防施設の整備が要請されている。

そこで、「山梨県溪流環境整備計画書」に基づき、砂防環境整備事業、生活関連土木施設整備事業等により、堆砂敷の溪畔林の活用（みどりの砂防ゾーン）、人々が集える砂防施設の創造、歴史に残る砂防施設の保存と活用、周辺環境と調和した「砂防学習ゾーン」の整備など、自然環境を後世に伝えるため”自然と共生できる砂防”をテーマに砂防事業を推進していく。

（４）富士五湖の静穏の保全【大気水質保全課】

富士五湖地域は気候・風土、自然景観などが優れており、日本の代表的な観光地、保養地として発展してきた。その清らかな湖水、自然とふれあえる湖畔、そして何よりも自然の静けさが人々を魅了してきたからである。この貴重な財産を保全し、後世に残していくことは我々の責務であり、また、その活用について今後とも必要な調整を図り、多くの人々が快適に自然を利用できるようにすることが必要である。

このような中、昭和60年頃から、モーターボート等の騒音苦情が数年来引き続き寄せられ、保養地に不可欠の静穏な環境を著しく阻害するなど環境資源、観光資源としての基盤をも揺るがすことになってきた。

このため、静穏の保全を目的とした「山梨県富士五湖の静穏の保全に関する条例」を昭和63年12月22日に制定し、平成元年4月1日から施行した。

この条例は、次の四つの柱で構成されている。

航行の制限

船舶安全法で検査が必要な動力船は航行制限時間（午後9時から翌日の午前7時までの時間、ただし、河口湖では7月1日から9月15日までは午前6時まで）に航行してはならないこと（ただし、公用、災害時、祭礼、漁業その他知事が許可した場合を除く）。

船舶の届出

富士五湖で船舶を航行させようとする所有者は、騒音防止方法（対策）等必要な事項を記載した届出書に船舶検査証の写しを添え、山梨県知事に事前に届け出なければならないこと。

また、届出を受理した時には届出済証を交付するので、見やすい場所に表示すること。

なお、現在、航行船舶の届出等の手続については、富士五湖を有する関係町村で行っている。

規制基準の遵守

船舶の航行時の騒音が規制基準（航行中の船舶の騒音が湖畔で5秒間以上連続して70デシベル）を超えてはならないこと。

富士五湖環境監視員

富士五湖の静穏の保全についての指導、啓発を行うため監視員を設置すること。

表2-1-8 富士五湖航行船舶届出状況表(届出町村別)

区 分		山中湖村	富士河口湖町	上九一色村	下部町	合 計	
モーターボート	地元のもの	260	368	13	0	641	
	その他	県内	116	356	25	0	497
		県外	2,296	8,144	215	42	10,697
		小計	2,412	8,500	240	42	11,194
合 計		2,672	8,868	253	42	11,835	
水上オートバイ	地元のもの	37	67	2	4	110	
	その他	県内	159	169	183	4	515
		県外	4,022	2,734	2,765	280	9,801
		小計	4,181	2,903	2,948	284	10,316
合 計		4,218	2,970	2,950	288	10,426	
合 計	地元のもの	297	435	15	4	751	
	その他	県内	275	525	208	4	1,012
		県外	6,318	10,878	2,980	322	20,498
		小計	6,593	11,403	3,188	326	21,510
合 計		6,890	11,838	3,203	330	22,261	

(平成16年3月31日現在)

5 環境に配慮した農村の整備【耕地課】

(1) 地域環境整備事業

この事業は、多種多様な野生生物が生息する農村地域において、農業用排水路や農道等の農業生産基盤及び農村生活環境基盤の整備を生態系の保全に配慮しながら行うことで、多様な生物と豊かな環境に恵まれた農村空間（エコビレッジ）を形成するために実施している。

また、多種多様な野生生物が生息できる空間（ビオトープ）の保全、回復を図るとともに、そうした空間のネットワーク化を図っていくことも目的としている。

平成15年度には、今川地区（田富町、昭和町、玉穂町）で事業を実施した。

(2) 地域用水環境整備事業（地域用水環境整備型）

農村地域は豊かな自然に恵まれ、潤いとやすらぎに満ちた空間を形成している。その中で農業水利施設の多くは地域の自然環境・生活環境に調和した保全管理がなされ、地域の景観の形成、親水の場の提供、生活用水の供給等多様な役割を果たしてきた。

しかしながら、農村の都市化及び混住化の進展に伴って、動植物の減少、水質の悪化、親水機能の低下といった問題が生じたため、景観の保全や生態系の回復を求める声が農村部に限らず都市部の住民からも高まってきた。

こうした背景から、農村地域に存在する水路、ダム、ため池等の農業水利施設の保全整備を行う

とともに、それが有する水辺空間を一体的に活用することで、豊かで潤いのある環境を創造することを目指している。

平成15年度実施地区には、小佐出地区（勝沼町）で実施した。

（３）農村自然環境保全整備事業

農業農村は、食料供給はもとより、保健休養、県土・環境・景観保全等の多面的な機能、役割を担っている。

しかしながら、近年、生産効率の悪い農地の作付け放棄など様々な問題が生じている。

このため、自然に優しい農法を展開していくための条件整備や農地の遊休地対策とともに、農道、農業用排水路、ため池などにおいて、自然生態系の復元・動植物生育環境の自然再生整備など、自然形態の保全に配慮した整備を行うことにより、環境首都やまなし実現の一環として、自然にやさしい農業・農村を実現することに取り組んでいる。

平成15年度には、5地区（須玉町2地区、小菅村、道志村、春日居町）で団体営県単事業として実施した。